斐伊川水系 生態系ネットワークによる 大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 規約(案)

(目的)

第1条 斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。
 - 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
 - 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
 - 三 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
 - 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

- 第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
 - 2 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。
 - 2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
 - 3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
 - 2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。
 - 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的 な検討を行う部会を置くことができる。
 - 2 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の 経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があ

るときはその職務を代行する。

- 3 部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に 開催する。
- 4 部会は、別途定める委員によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。
- 第7条 協議会の事務局は、出雲市都市建設部建設企画課及び国土交通省中国地方整備局出 雲河川事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成27年 月 日から施行する。

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と 共に生きる流域づくり検討協議会 委員名簿(案)

構成		氏 名	団体名等	
	生物多様性	涌井 史郎	東京都市大学	教授
専	河川	梶川 勇樹	鳥取大学	助教
門	鳥類	佐藤 仁志	(公財)日本野鳥の会	理事長
家	水生動物	林 成多	(公財)ホシザキグリーン財団	主任研究員
	植物	井上 雅仁	島根県立三瓶自然館サヒメル	課長代理
関係団体		三吉 庸善	出雲商工会議所	会頭
		米原 稔	島根県農業協同組合出雲地区本部	本部長
		今岡 一朗	出雲観光協会	会長
		小豆澤 貴洋	(一社)出雲青年会議所	理事長
		片寄 巖	神戸川漁業協同組合	代表理事組合長
		原 俊雄	宍道湖漁業協同組合	代表理事組合長
		原田 孟	NPO法人いずも朱鷺21	理事長
		青木 広幸	NPO法人国際交流フラワー21	理事長

	出雲市
	国土交通省(出雲河川事務所)
 関係行政機関	島根県(地域振興部)
	島根県(環境生活部)
	島根県(農林水産部)
	島根県(土木部)
事務局	出雲市
丁 伤问	国土交通省(出雲河川事務所)

オブザーバー

関係行政機関	環境省 中国四国地方環境事務所			
	農林水産省中国四国農政局			